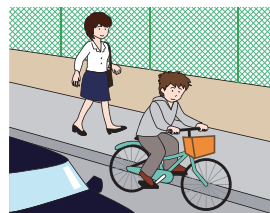


自転車安全利用五則



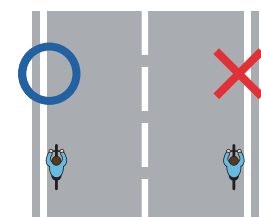
～正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう～

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



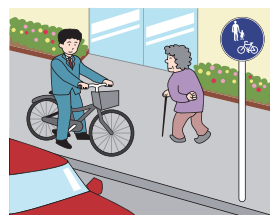
道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

2 車道は左側を通行



自転車は車道の左側端に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止されています。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

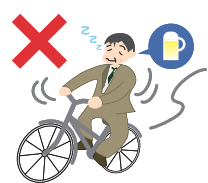


自転車が歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

※自転車が歩道を通行してもよい場合

- (1) 自転車歩道通行可の標識等がある場合
- (2) 自転車を運転している人が13歳未満の子どものや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人の場合。
- (3) 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行することができない場合。

4 安全ルールを守る



● 飲酒運転の禁止



● 二人乗り・並進の禁止



● 夜間はライトを点灯



● 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用



児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。



資料 4

堺市自転車利用環境計画

概要版

堺市自転車利用環境計画〈概要版〉

平成25年6月

発行・編集 堺市建設局自転車まちづくり推進室
住所：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
電話：072-228-7636 FAX：072-228-0220
<http://www.city.sakai.lg.jp/>
堺市行政資料番号 1-C2-13-0144



堺市自転車利用環境計画の概要

1. 計画の策定の位置づけ

堺市マスタープラン さかい未来・夢コンパス

- 持続可能な環境共生都市を実現 ～人と環境に優しい交通体系の構築など低炭素型都市構造への変革
- まちの魅力向上と、賑わいと交流のまちづくり ～利便性向上に向けた総合的な交通ネットワークの形成

2. 堺市の地域資源と自転車利用のメリット

(地域資源)

- 自転車産業
- 自転車博物館サイクルセンター
- ツアー・オブ・ジャパンの開催地

(自転車利用者のメリット)

- 短距離移動の優位性
- 経済面の優位性
- 健康面の効果



堺国際クリテリウム

自転車を活用したまちづくりを推進

(まちづくりへの効果)

- 環境負荷を低減し、低炭素社会に
- 医療費の削減が期待
- 地域活性化や観光振興に

3. 自転車利用を取り巻く現状と課題

- ①日常的な自転車利用の拡大（約2割の人が自転車利用・約3割の人が自動車利用）
- ②自転車関連事故の削減（平成23年 交通事故全体 5,125 件中 自転車関連事故 1,582 件）
- ③利用者のニーズに即した自転車利用環境の向上
- ④「自転車のまち 堺」ならではの地域資源等の活用

5. 施策の展開

①つかう（利用促進）

自転車を環境に優しく、健康に良い乗り物として利用を促進

- 幅広い年齢層の人が自転車の持つ利点を最大限に活用できるよう、積極的な自転車の利用を促進
- 堺市の地域資源を活用し、自転車でいきいきと楽しめる機会を設ける



コミュニティサイクルポート

②まもる（安全利用）

自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上と、安全なまちづくりを市民や事業者と協働して推進

- 全ての人々が、交通ルールの遵守しマナーの向上を図り、人優先の意識のもとで安全に通行するため、市民・事業者・行政などが協働して啓発活動を実施



市民の会によるルールやマナーの啓発

4. 計画の基本理念と計画の柱

「自転車のまち 堺」の飛躍 ～自転車を利用しやすいまち～

基本理念

市民が自転車を大切に扱い、市民・事業者及び行政が協働して、交通ルールの遵守・マナーの向上を図るとともに、安全で安心して、そして楽しく利用することができる自転車のまちづくりを進めます。

3つの目標<10年後>

自転車の利用を促進

自転車の利用割合を24%から30%まで増加

自転車に関連する事故を削減

自転車関連事故件数 1,582 件から20%削減

自転車利用環境に関する市民満足度を向上

市民満足度を50%以上



4つの柱

つかう
(利用促進)

まもる
(安全利用)

とめる
(駐輪環境)

はしる
(通行環境)

③とめる（駐輪環境）

自転車の利用を促進するための駐輪環境のあり方の検討と放置自転車の削減

- 駅前では、道路空間などの活用や自転車ネットワークとの接続も含め、施設改修に併せて駐輪場の再配置の検討
- 地元自治会や関係機関、団体などの協力のもと、官民協働の放置防止キャンペーンを実施



鳳駅前西第1駐輪場（完成イメージ図）

④はしる（通行環境）

安全に通行できる自転車通行環境を形成

- 自転車の通行空間の連続性を確保したネットワークを形成し、自転車による回遊性や快適性を向上
- 歩行者の安全を第一とし、自転車利用者の安全にも配慮した自転車通行空間（自転車道や自転車レーン等）を確保



自転車レーン